農業基盤整備促進事業について

浪江町役場 農林水産課

42. 農業基盤整備促進事業

福島再生加速化交付金(帰環・移住等環境整備)基幹事業の概要より抜粋

事業概要

原子力災害により被災した地域の復興を加速するため、地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区 画拡大や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備を実施する。

補助対象

- ① 農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施(定率助成)→町が実施する場合
- ② 農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施(定額助成) →営農者が自ら実施する場合

对象地域

12市町村

交付団体

福島県、市町村

事業実施主体

福島県、市町村、 農業者等の組織する団体 (土地改良区等)

国庫補助率等

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。

※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の 50%の追加支援を含む。

国:3/4 等、地方公共団体等:1/4等 定額(区画拡大(10万円/10a等)、 暗渠排水(15万円/10a)等)



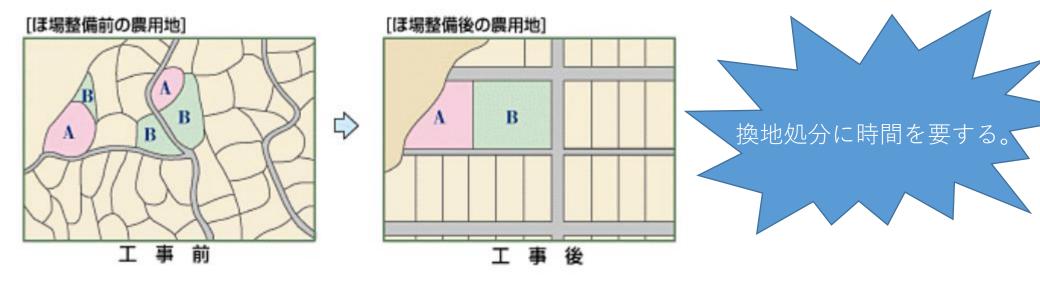
基盤整備促進事業で実施可能なメニューについて

No.	事業種類	事業内容
1	農業用用排水施設	<u>農業用用排水(営農用水を含む)施設の新設、</u> 廃止又は変更
2	暗渠排水	暗渠の新設又は変更
3	土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良
4	区画整理	農用地の区画形質の変更(<u>哇畔の除去等</u>)
5	農作業道	農作業道の変更 (区内の小規模な道路の拡幅、舗装など)
6	農用地の保全	1~5以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業(土留工、法面保護工など)
7	調査・調整 ※地方公共団体は対象外 農業者が組織する団体(土地改良区等)は対象	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等 に関する調査・調整活動
8	指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、 施工実態の把握、外部監査等

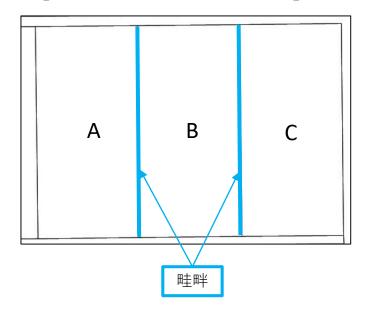
圃場整備事業と基盤整備促進事業の違いについて

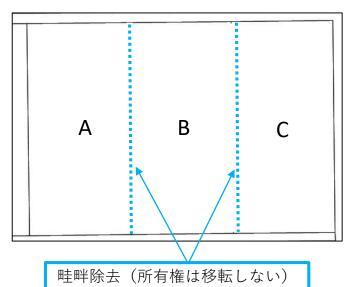
事業名		別添1-2 農地整備事業 (経営体育成型) <mark>※圃場整備事業</mark>	別添3 農業基盤整備促進事業
事業実施主体		福島県	町・土地改良区等
事業内容(ハード事業)		①農業用用排水施設整備、②農道整備、 ③客土、④暗渠排水、⑤区画整理	農地の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の <mark>簡易な基盤</mark> <mark>整備</mark>
事業要件	受益 面積 等	20ha以上 2/3以上を30a以上で整備 地続き及び用排水路、農道での繋がりが必要	受益者数が、農業者2者以上 ※20ha未満が望ましい(20ha以上でも可)
	担い手への集積	次のいずれかを満たすこと ①認定農業者が30%以上増加、かつ、利用集積が30%以上 ② 面的集積が20%以上 ③農業生産法人が育成され、法人等の経 営等農用地面積の割合が30%以上	無し
土地改良法に 基づく手続き		土地改良法に基づく手続きが必要 (3条資格者(地権者又は耕作者)の同意徴収等) ※土地改良事業計画の策定にあたり 営農計画を作成し費用対効果を分析	無し <u>※換地を行うことは出来ない</u>
負担割合		国:75 (77. 5) % 県:13. 75 (13. 75) % 町:11:25 (8. 75) % 受益者:一 ※()内は 6 法指定地域内の場合	国:75 (77.5)% 町:25 (22.5)% 受益者:一 ※()内は6法指定地域内の場合
地方財政措置		県、市町村の負担を震災復興特別交付税で100%補填	同左
調査計画		福島県が実施 ※調査計画の申請のため①仮同意(原則100%以上)、②推進 委員会設立、③担い手候補の選定が必要。	必要に応じ農業基盤整備計画作成のための調査計画は 事業実施主体が実施
地元体制		推進委員会を設立	地元調整を行う必要あり
事業工期		地元調整 : 0.5~1年程度 調査計画 : 2年程度 土地改良法手続き: 0.5~1年程度 工事・換地 : 6~8年程度	農地整備や中山間地域総合整備事業と比較し 機動的に実施することが可能

圃場整備事業と基盤整備促進事業の違いについて



[基盤整備促進事業のイメージ]

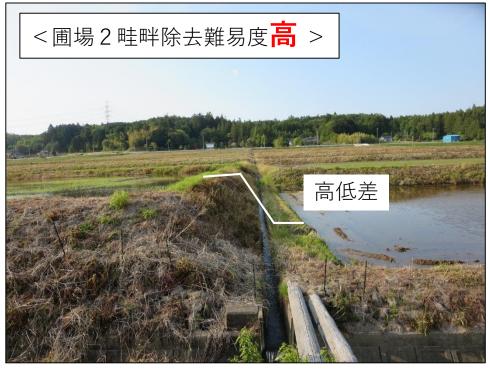




換地処分が発生しないため、機動的に整備可能。

基盤整備促進事業における畦畔除去の難易度





特徵

- ・田面の高さがほぼ同じであり、畦畔除去は比較的容易。
- ・農業用水路を含んでいないため、工事期間は短縮できる。

特徴

- ・圃場間の高低差が著しく、畦畔除去した場合でも均平をとることが難しい。
- ・農業用排水路を含んでいるため、代替水路の検討が必要であり、工事に時間を要する。

営農再開へ向けた町営による基盤整備促進事業の流れ(イメージ)

①事業エリアの概定・担い手の選定

- ・簡易な整備により営農再開を目指すエリア を概定。(営農するほ場、作物等も選定)
- ・担い手(事業推進者)を選定。

②土地所有者リスト作成

・概定したエリア内の農地の土地所有者をリスト アップ(土地登記簿でのチェック必要)。

③事業内容の調整

・担い手から農地1筆毎の整備要望を聞き取りと りまとめを行う。

④担い手と土地所有者の話し合い

・特定作業受委託契約等の調整を含め、整備内容 について担い手と土地所有者間で事前調整を行う。

⑤土地所有者への事業説明会

【基盤整備促進事業の流れ】

・③及び④でとりまとめた整備内容を土地所有者へ説明。

⑥施工同意

・事業実施に先立ち、土地所有者から、施工同意 を得る。また、施工完了後の立ち会いを担い手へ 委任(委任状)する同意も得る。

⑦事業実施エリア決定

・施工同意、委任状への同意を得たエリアを事業 実施エリアとして決定。

⑧実施設計

・調査、測量、設計を行い、工事実施に必要な施工計画図を作成し数量計算及び積算等を行う。

⑨工事発注

・⑧の成果を基に工事発注を行う。

⑩工事実施

⑪完成検査・完了同意・引き渡し

・委任状に基づき、担い手による完了検査を実施 し完了の同意を得た後、担い手へ引き渡しを行う。

⑫営農再開

【第一段階】 エリア選定 事業内容の調整 (営農者主体) 【第二段階】 施工同意 事業エリア決定 (営農者主体)

【第三段階】 実施設計 (町主体)

【第四段階】 工事実施 (町主体)

営農再開へ向けた町営による基盤整備促進事業の流れ(イメージ) <水路等の整備のみ>

- ○「農業用用排水施設の変更(土水路→二次製品水路など)」のみなど、農地形状に影響を与えることがない場合は、前頁の基盤整備事業の流れのうち、不要となる作業や作業内容に変更が生じることがあります。
- 〇例えば、農地に影響を与えるものではないため、土地所有者の施工同意は取る必要はありません。 (ただし、工事用道路などで借地が必要な場合は、その土地所有者と借地契約が必要になります。)
- 〇また、事業内容の調整では、農地 1 筆ごとの整備要望聞取りは不要となり、かわりに農業用用排水施設の整備要望を調整することになります。

①事業エリアの概定・担い手の選定

- ・簡易な整備により営農再開を目指すエリア を概定。(営農するほ場、作物等も選定)
- ・担い手(事業推進者)を選定。

②土地所有者リスト作成

・概定したエリア内の農地の土地所有者をリスト アップ(土地登記簿でのチェック必要)。

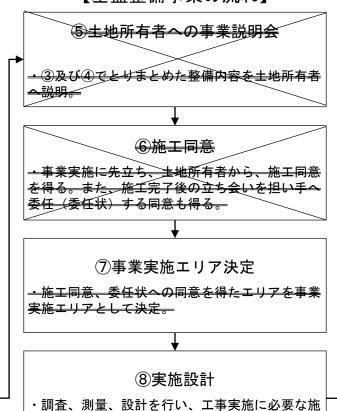
③事業内容の調整

・担い手と整備要望を調整し(整備水準、整備範囲等)、取りまとめを行う。

④担い手と土地所有者の話し合い

・特定作業受委託契約等の<u>調整を含め、整備内容</u> について担い手と土地所有者間で事前調整を行う。

【基盤整備事業の流れ】



・調査、測量、設計を行い、工事実施に必要な施工計画図を作成し数量計算及び積算等を行う。

